



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年9月27日(火) 第10038号

目次

ページ

告 示

○鳥獣保護区設定の告示の一部改正(自然環境課)	2
○同	2
○同	2
○同	3
○特定猟具使用禁止区域の指定(同)	3
○特定猟具使用禁止区域の指定の告示の一部改正(同)	4
○同	4

公 告

○開発工事の完了(建築課)	4
---------------	---

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	6
○政治団体の解散届出	7
○資金管理団体の異動事項	7
○資金管理団体の指定の取消し等	7

落 札

○落札者等の決定(会計管理課)	8
-----------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第222号

鳥獣保護区設定の告示(昭和38年群馬県告示第104号)の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

表を次のように改める。

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
金山鳥獣保護区	太田市の一部で、東長岡町追分地内の県道太田桐生線と国道407号と市道1級18号線の交差点を起点とし、これから同市道を南西に進んで市道太田山ノ前仲町100号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道太田金山仲町78号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道太田高山通84号線の交点に至り、これから同市道を北に進んで市道1級18号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道太田大島長手792号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道1級9号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道2級18号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道鶴生田強戸651号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道2級11号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道太田八ヶ入強戸口534号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道太田緑町1142号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道2級10号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで県道太田桐生線との交点に至り、これから同県道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(645ヘクタール)	令和4年11月1日から令和24年10月31日まで	1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 指定目的 自然環境の保全と鳥獣保護増殖を図るため

◎群馬県告示第223号

鳥獣保護区設定の告示(昭和47年群馬県告示第601号)の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

表三名湖鳥獣保護区の項中「平成14年11月1日から令和4年10月31日」を「令和4年11月1日から令和24年10月31日」に改め、同表大塩鳥獣保護区の項中「市道菅原岩染線」を「市道南後箇岩染線との交点に至り、これから同市道を東に進み、市道浅香入線との交点」に、「平成14年11月1日から平成34年10月31日」を「令和4年11月1日から令和24年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第224号

鳥獣保護区設定の告示(昭和52年群馬県告示第817号)の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

表要害山鳥獣保護区の項を次のように改める。

<p>要害山鳥獣保護区</p>	<p>みどり市大間々町の一部で、国道122号線と市道1級19号線と市道1級14号線との交点を起点とし、これから同市道を北に進んで渡良瀬川にかかる新栄橋を経て県道小平塩原線との交点に至り、これから同県道を東に進んで福岡橋を経て市道大間々7127号線との交点に至り、これから同市道を南東及び東に進んで市道大間々7125号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1級15号線との交点に至り、これから同市道を南西及び南に進んで市道大間々7097号線との交点に至り、これから同市道を南及び南東に進んで大間々ゴルフクラブとの境界線に至り、これから同境界線を南東に進んで市道大間々7059号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道大間々7053号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道大間々7051号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで県道駒形大間々線との交点に至り、これから同県道を西及び北西に進んで市道1級19号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の地域(120ヘクタール)</p>	<p>令和4年11月1日から令和24年10月31日まで</p>	<p>1 指定区分 身近な鳥獣生息地 2 指定目的 自然環境の保全と鳥獣保護増殖を図るため</p>
-----------------	---	---------------------------------	---

◎群馬県告示第225号

鳥獣保護区設定の告示(昭和57年群馬県告示第894号)の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

表岩鼻鳥獣保護区の項中「国道354号線」を「県道142号線」に、「同国道」を「同県道」に、「接し」を「至り」に、「平成14年11月1日から平成34年10月31日」を「令和4年11月1日から令和24年10月31日」に改め、同表野反鳥獣保護区の項中「122林班」を「222林班」に、「123林班」を「223林班」に、「124林班」を「224林班」に、「平成24年11月1日から平成34年10月31日」を「令和4年11月1日から令和14年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第226号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
宮城南部・大胡東部特定猟具使用禁止区域	前橋市の一部で、市道20-4046号と県道114号一般県道苗ヶ島飯土井線との交点を起点とし、これから同県道を南に進んで、同県道と県道3号主要地方道前橋大間々桐生線との交点に至り、これから同県道を西に進んで、同県道と市道19-4093号との交点に至り、これから同市道を北東に進んで、同市道と市道19-4178号との交点に至り、これから同市道を西に進んで、同市道と市道19-4090号との交点に至り、これから同市道を北西に進んで、同市道と市道30-359号との交点に至り、これから同市道を東に進んで、同市道と市道19-4062号との交点に至り、これから同市道を北、北西に進んで、同市道と県道333号一般県道上神梅大胡線との交点に至り、これから同県道を北東、東に進んで、同県道と市道20-4046号との交点に至り、これから同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(206ヘクタール)	永年	銃器

◎群馬県告示第227号

特定猟具使用禁止区域の指定の告示(平成19年群馬県告示第377号)の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

表新里町山上・鶴ヶ谷特定猟具使用禁止区域の項中「平成29年11月1日から平成34年10月31日まで」を「永年」に改める。

◎群馬県告示第228号

特定猟具使用禁止区域の指定の告示(令和元年群馬県告示第121号)の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

表岩倉橋特定猟具使用禁止区域の項中「高崎市の」を「高崎市、藤岡市及び佐波郡玉村町の」に、「同主要地方道を北」を「高崎伊勢崎自転車道を西北西に進み、烏川に架かる関越高速自動車道の烏川橋との交点に至り、これから同橋を北に進んで同橋と烏川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を東南東に進み烏川砂利運搬道路に至り、これから同道路を東南東」に改める。

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為

に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字新福寺字西ノ原254-4	邑楽郡大泉町大字古海2019番地の2 アルモニーB-101号 廣瀬智也、廣瀬愛子
2	安中市郷原字原238-1、248-2、248-3、250-1、251-1、248-3地先道の一部	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
池島としあき後援会	池島利明	半田国明	安中市原市3-3-19
	令和4年8月2日		
岩上博志後援会	岩上博志	大塚智美	館林市青柳町993-6
	令和4年8月3日		
大沢あや子をはげます会	伊藤祐司	酒井悦夫	高崎市上並榎町195-2
	令和4年8月3日		
加部雄一郎後援会	加部雄一郎	加部雄一郎	藤岡市中大塚98-64
	令和4年8月2日		
河合ふみまさ後援会	河合史将	本多秀行	利根郡みなかみ町東峰49-1
	令和4年8月24日		
群馬県酪農政治連盟	品川文隆	小林幹男	前橋市亀里町1310番地
	令和4年6月6日		

鈴木美香後援会	竹本美奈子	鈴木美香	利根郡みなかみ町政所66-2
	令和4年8月12日		
たかさわみき後援会	小野満	佐藤博	渋川市横堀215-3
	令和4年8月10日		
竹内やすお渋川市と共に向上する会	竹内泰雄	須藤征吾	渋川市赤城町津久田187-13
	令和4年8月4日		
東毛みらい研究所	新部貴広	大平覚	館林市新宿1-4-27
	令和4年8月8日		
福島たかひろ後援会	福島丘泰	森田政樹	渋川市八木原677-1
	令和4年8月26日		
堀内利之後援会	堀内利之	堀内利之	みどり市大間々町大間々2013-7
	令和4年8月12日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
斉藤優後援会	代表者の氏名	斉藤勇人	斉藤公一	令和4年4月1日
	会計責任者の氏名	斉藤茂	茂木伸之	平成29年4月1日
青松会	会計責任者の氏名	高橋孝史	中島厚志	令和4年8月25日
田辺のぶお後援会	代表者の氏名	坂本勝三	小沼唯二	令和4年7月6日
藤岡多野医師連盟	代表者の氏名	栗原透	山崎恒彦	令和4年6月15日
	会計責任者の氏名	島田哲明	栗原透	令和4年6月15日

MELON群馬社会活動委員会	代表者の氏名	松村泰成	飯田恭平	令和4年 8月16日
----------------	--------	------	------	---------------

◎群馬県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
亀田たか子後援会	亀田好子	令和4年3月1日
群馬県酪農政治連盟	木村一成	令和3年8月5日
税理士による石関たかし後援会	猪俣健	令和4年7月29日
平形富二夫後援会	平形富二夫	令和4年3月15日
前橋市政にやさしさを創る会	亀田好子	令和4年3月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岩井均	青松会	公職の種類	安中市長	群馬県議会議員	令和4年 3月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体

でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年9月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
亀田好子	亀田たか子後援会	令和4年3月1日
平形富二夫	平形富二夫後援会	令和4年3月15日

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年9月27日

群馬県知事 山本一太

### 1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
ア	ロータリ除雪車(2.2m級)	1台	株式会社NICHIO 東京支社	東京都港区芝公園二丁目3番27号 芝公園PR-EX5階	52,558,000円
イ	凍結防止剤散布車(湿式又は湿潤式、4t級、プラウ付、4×4)	2台	株式会社NICHIO 東京支社	東京都港区芝公園二丁目3番27号 芝公園PR-EX5階	59,070,000円
ウ	凍結防止剤散布車(乾式、4t級、プラウ付、4×4)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	前橋市高井町一丁目35番地32	57,468,312円

### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

### 3 落札者を決定した日 令和4年9月2日

### 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

### 5 入札公告をした日 令和4年7月22日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111